



教職員が健康で

働きやすい職場を

校長会との懇談に向けての要請内容

2月の「丹波地区小中学校校長会と尾北教労との懇談会」に向けて作成した「尾北教労からの提言と要請」から、勤務時間に関わる要請の要旨と関係資料を紹介いたします(全文は組合ホームページ参照)。各職場の実態を見つめ直し、働きやすい職場づくりに向け、改善を進めたいものです。

勤務時間の適正化

《現状》

(勤務時間の管理・運用に関して)
長時間過密労働を解消し、勤務時間内に仕事が終えられるようにするためには、すべての学年での少人数学級の実現や教職員的大幅増員が不可欠です。同時に、仕事内容の精選とともに、勤務時間が適正に管理・運用される必要があります。まず、教職員の健康と生活を守るために、正確な在校記録が不可欠です。公務災害や健康障害などが発生した際に、勤務実態の証拠となります。

文科省が策定した勤務時間の「上限指針」では、残業時間が月45時間、年360時間を超えないようにすることが示されました。しかし、先生方からは「仕事の適切な割り振りをしていないのに、早く帰れと言われても帰ることができません」といった声も聞かれます。業務改善が進められないまま、早く帰ることのみ

が強調されるのは、「時短ハラスメント」に繋がる問題となります。教職員一人一人に責任を押しつけるのではなく、職場全体の業務改善が必要です。

また、学校では、昼の休憩時間をほとんどとれないのが実情です。連絡帳の返事の記入、ノートやプリントの点検、委員会活動の指導などの仕事をしています。たとえ職員室に戻ってお茶を飲んでいても、同僚から仕事上のことで話しかけられたり、子どもが用事で来たりすれば対応します。夕方の休憩時間にも会議や打ち合わせ、現職教育を行っている学校もあります。

学校づくりアンケートには、休憩時間に関連して、「毎日、休憩・休息がとれない。これが一番の問題。仕事量が減らなければ、これら(割り振りや休憩時間、年休・療養休暇など)をもらっても・・・」という声が寄せられています。

(時間外勤務の割り振りに関して)

尾北では、日常で使う個人別の割振変更簿が、すべての学校で設置され、本人が必要なときに、気兼ねなく申請することができ、職場が増えています。一方で、設置さ

れているものの、職員にきちんと知らされず、十分活用されていないところもあります。まずは割振変更簿が設置されたことを伝え、その使い方を全職員に説明し、日常で使う個人別の割振変更簿を生かすことが求められています。

割り振りを確実にとることができるよう、多くの職場では、長期休業中にもとれるようにしています。さらに、学校によっては職員全員にとってよく分かる客観性のある方法で取り組まれています。

校長が割り振り対象の業務と日時数について、「割振変更簿」に鉛筆書きで直接記入する「印刷して配付する」「長期休業中の動向表の備考欄に記載する」「職員室のホワイトボードや校務支援ソフト(C4H)に記載する」などです。

また、全職員の割り振りの状況をきちんと把握して、割り振りをまだとっていない職員に対して校長から声かけをしているところもあります。

(休日勤務に関して)

土曜日や日曜日の勤務当日は、早めに勤務の拘束を解く配慮が求められます。早めに勤務の拘束を解くためには、日頃の時間外勤務の割り振りを、休日勤務当日に行うことで対応できます。

なお、昨年度の校長会との懇談会で、校長会から「週休日はリフレッシュや健康のために大切である。日ごろの時間外勤務の割り振り変更などで、早めに勤務を解くことは可能である」という見解が示されました。

《尾北教労からの要請》

(勤務時間の管理・運用に関して)

① 7時間45分勤務が、確実に守られるよう以下の内容について配慮すること。
ア 日課の見直しを行って、子どもの下校時刻を早めることにより、16時

15分までに打合わせや学年会、学級学年事務などの時間を確保する。

イ 昼の休憩を使って、集会や行事などを行わない。

ウ 職員会議や打ち合わせ、学年会・部会・現職教育などは、16時15分までに終わるようにし、時間が足りなくなつた場合は続きを別の日に行うか、続ける場合は別の日に割り振りを行うなど、時間外勤務が常態化しないようにする。

エ 行事(後片付けを含む)や研究発表会なども16時15分までに終わるよう計画を立てて取り組む。

② 休憩が確実にとれるようにすること。やむを得ず休憩がとれなかったときは、適切な割り振りを行うこと。

③ 在校時間については、非常勤職員を含めた全職員が記録するとともに、土日を含めた勤務実態を正確に把握すること。記録にあたっては、公務災害や健康障害などに関して重要な客観的データとなるため、時間外勤務を少なく記録するような虚偽報告とならないようにすること。また、休憩をとることができなかった際は、県教委の依頼文書に則り、在校時間記録表を修正すること。

④ 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」を受け、月45時間超の職員がゼロとなるよう、多忙化解消にむけたさらなる取り組みを進めること。なお、業務縮減することなく、早く帰ることを要しないこと。

⑤ 「1年単位の變形労働時間制」を導入しないよう関係機関に働きかけること。

(時間外勤務の割り振りに関して)

⑥ 時間外勤務の割り振りについて、朝の登校指導や夕方の休憩時間に及び打

ち合わせや会議を行ったときなどは、まずは管理職が「割り振りの対象の業務」と「割り振りの日時数」をきちんと伝えること。そして、個人別の割振変更簿の使い方を周知し活用することで、すべての職員が、自分の希望に合わせて確実に割り振りがとれるようにすること。やむを得ず平日にとれなかった場合は、長期休業中も含め、必要な割り振りの日時数を全職員が確実にとれるよう適切に対応すること。

⑦ 時間外勤務があったときは、途中の休憩がとれない実態と、学校現場の勤務の割り振りの特殊性により、16時15分からさかのぼって割り振りをすること。少なくとも、年休と同じように、夕方の休憩時間の30分を除いて、16時30分からさかのぼって割り振りをすること。

(休日勤務に関して)

⑧ 休日勤務をなくすこと。やむを得ない場合は、必要最小限にすること。運動会や学習発表会などで休日に出勤を命じたときは、健康と福祉を害することとならないよう、日頃の時間外勤務の割り振りをを行うことで、早めに勤務の拘束を解くこと。

⑨ 授業時数の確保のためという理由で、休日の行事終了後の午後に授業が組まれる学校もみられるが、休日は子どもたちが家庭で過ごす日であるという趣旨から、行事終了後は、できるだけ早く下校や早退を促すこと。

⑩ 休日における地域やPTAの行事への「ボランティア参加」をなくすこと。やむを得ず行う場合でも、教職員にとっては勤務の一環であるので、時間外勤務の割り振りを回避すること。

【資料①】 日常で使用する割振り変更簿の調査結果 (県教委) 抜粋
 <数字は小中学校数～尾北は小中全校で作成している>

令和2年度 勤務の割振り変更簿調査結果

※ ア(作成している) イ(作成していない)

市町村名	元年度		2年度		備考
	ア	イ	ア	イ	
一宮市	0	61	0	61	口頭で対応しているため
稲沢市	32	0	32	0	
犬山市	14	0	14	0	
江南市	14	1	15	0	
岩倉市	7	0	7	0	
大口町	4	0	4	0	
扶桑町	6	0	6	0	

【資料②】 日常で使う個人別の割振変更簿の例
 勤務時間の割振変更簿

No.1

命令日	決済	勤務を命ずる日及び割振となる時間		勤務の内容	勤務時間の割振を変更する日及び時間		職員 確認印
		勤務を命ずる日	割振となる時間		変更する日	変更する時間	
4月4日	(例)	4月4日(金)	1時間00分	入学式準備	4月7日(月)	15時25分から 16時55分まで(1時間00分)	(印)
5月15日	(例)	5月15日(木)	2時間00分	職員会議	5月16日(金)	14時25分から 16時55分まで(2時間00分)	(印)
6月2日	(例)	6月2日(月)	1時間00分	現職教育	月 日()	時 分から 時 分まで(時間 分)	
6月9日	(例)	6月9日(日)	1時間00分	職員会議	6月13日(金)	14時25分から 16時55分まで(2時間00分)	(印)
月 日		月 日()	時間 分		月 日()	時 分から 時 分まで(時間 分)	

【資料③】 休憩がとれなかった際の在校時間記録の修正
 <県教委の依頼文書>

29尾教第2586号
 平成30年2月8日

各市町教育委員会教育長 殿

愛知県教育委員会尾張教育事務所長
 (公印省略)

在校時間等の状況調査と長時間労働による健康障害防止のための取組調査の一部変更について(依頼)

<前文略>

記

【変更前】 在校時間等の状況調査における「在校時間」

「休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間(8時間30分)以外に自主自発的に業務に従事した時間」

【変更後】 在校時間等の状況調査における「在校時間」

「休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間(8時間30分)以外に自主自発的に業務に従事した時間」+「休憩時間中にやむを得ず業務に従事した時間」

なお、労働基準法上、休憩時間は明確に割り振られているものです。したがって、特別な事情がない限り、校長が教職員に対して休憩時間に勤務するよう命じることはありません。

担 当 教職員課 小中学校人事グループ
 電 話 052-954-6770

【資料④】 割振り変更の対象となる業務
 <愛教労と県教委との交渉での確認内容>

2008年2月3日・2009年2月17日

「以下の内容について、命じられた業務であれば勤務時間の割振り変更の対象となる。」(県教委)

- 職員会議(学年会・公務分掌上の会議), 職員研修, 研究授業の準備
- 学校行事(準備時間をふくむ)
 (例)運動会のための早朝練習・準備もふくむ
- 児童・生徒の指導に関わる業務
 - 児童・生徒の指導・安全指導・パトロールに関わる業務
 - 児童の安全確保のための早朝の登校指導・放課後の下校指導
 - 進路指導に関わる業務(入試・発表指導)
 - 補習業務
 - 児童・生徒会・委員会活動指導
- PTA活動, 地域教育会議の活動
 - 委員会活動
 - 地区懇談会
 - 地域教育会議(体育祭等)に関する業務
 - 街頭補導・パトロールに関わる業務
- 家庭訪問・保護者面談・評価活動・成績処理・通知表記入の時間
- その他翌日以降に持ち越すことのできない重要な業務
- 翌日以降に持ち越すことのできない授業資料の作成

★「尾北教労からの提言と要請」には、「勤務時間の適正化」の他に、「コロナ感染予防と学校生活」「GIGAスクール構想・タブレット」「小学校高学年の教科担任制」「教職員の多忙化解消と働きやすい職場づくり」が含まれています。全文は、尾北教労のホームページからご覧になれます。(「尾北教労」で検索・表面にQRコードあり)